

# 企画競争実施の公示

令和2年4月30日

一般社団法人 山陰インバウンド機構

次のとおり、企画提案書の提出をお願いします。

## 1. 業務概要

### (1) 業務名

令和元年度予備費訪日外国人旅行者周遊促進事業  
「【事業者支援③】地域課題解決プラットフォーム支援事業」

### (2) 業務内容

別紙、説明書による。

### (3) 履行期限

令和3年3月10日(水)

## 2. 企画競争参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (4) (一社)山陰インバウンド機構への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## 3. 手続等

### (1) 担当部署

(一社)山陰インバウンド機構

〒683-0043 鳥取県米子市末広町311番地 米子駅前ショッピングセンター4F

E-mail: sanindmo@sanin-dmo.jp

TEL:0859-21-1502 / FAX:0859-21-1524

### (2) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書(A4判15枚程度)に併せて、次の事項を記載した書面を提出して下さい。

- ・事業の定性的・定量的な目標値

- ・業務の実施体制、実施工程
- ・緊急時の連絡体制
- ・苦情等相談に係る処理体制
- ・配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況(該当する場合)
- ・業務項目別の経費概算
- ・再委託等の有無及び予定(ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。)

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限: 令和2年5月15日(金)17時00分(必着)

場 所: (1)に同じ。

方 法: 郵送により原則6部提出することとし、電子データも併せて提出すること。

(4) ヒアリング実施の有無 無

(5) 契約の相手方として最適なものを特定(以下「特定」という)するための企画提案書の評価基準

- ①業務内容の理解度: 調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- ②提案内容の優良性: 提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
- ③提案内容の独創性: 独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- ④業務遂行の安定性: 実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
- ⑤業務成果の中立性: 適正公平な業務成果を示すことができること。
- ⑥必要経費: 業務内容に見合った適切な経費であること。
- ⑦専門的知識: 業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 本業務の支払条件及び概算予算額

・支払条件: 完了検査終了後、適法な請求書を受理して30日以内。

・概算予算額: 1,100万円を上限とする。(消費税及び地方消費税を含む)

(4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(5) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しないものとする。

(6) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。

(7) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(8) 提出された企画提案書は、原則返却しない。

(9) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。

- (10) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (11) 特定した提案内容については、(一社)山陰インバウンド機構情報公開規程に基づき、開示する場合がある。
- (12) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、(一社)山陰インバウンド機構会計規程に基づく契約手続の完了までは、(一社)山陰インバウンド機構との契約関係を生じるものではない。
- (13) 提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又は一部を解除する。
- (14) 企画競争の結果は、原則として提案書の提出期限の翌日から 14 日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、(一社)山陰インバウンド機構ホームページで次の事項を公表する。
- ・特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
  - ・企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点
- (15) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は(一社)山陰インバウンド機構に帰属する。
- (16) 不明な点等の問い合わせ先等
- ・問い合わせ先: 3. (1)に同じ(担当: 福間、中村、米村)
  - ・問い合わせ方法: 電話又は電子メール
  - ・問い合わせ期間: 公示の日から、3. (3)に記載の提出期限まで
- なお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。

# 説 明 書

## 1. 業務名

令和元年度予備費訪日外国人旅行者周遊促進事業  
「【事業者支援③】地域課題解決プラットフォーム支援事業」

## 2. 実施時期

契約締結の日～令和3年3月10日

## 3. 業務の目的

本事業は2020年40万人泊に向けた誘客による「直接効果」を着地側の視点での「波及効果」更には「地域活性化」に繋げていくためのフローをつくる。フロー作成にあたってはモデル地域を選定し、課題抽出・解決策のモデルプランを作成する。以後、このプランを基にボトルネックを解消し、山陰地域全体の消費拡大につなげていく。

## 4. 業務の内容

インバウンドに取り組もうとするエリアごとに関係者と一体となって、地域活性化につながる課題解決を図る取組みに対して支援をする。

### (1) 市町村／エリアごとの課題の抽出および設定

エリアごとに関係機関の取組みを把握したうえで、現状分析、共有などを通じて共通課題を設定する。なお、昨年度までに課題解決の取組みを行っているエリアにおいては、その進捗状況を踏まえ課題を再検討する。

〈参考：昨年度のエリア課題および取組み内容〉

米子（ナイトタイムに外国人の姿が町中に見られない→ナイトタイムを中心に外国人による飲食店街の活性化）

松江（駅から観光スポット集積地までの魅力が伝わり切れていない→松江市内街歩きによる商店街の活性化）

出雲（松江－出雲大社間の立ち寄りスポットの魅力PR不足→ローカル線の活用と体験コンテンツの拡充）

安来（足立美術館周辺の賑わい不足→美術館を核とした周辺観光施設等での滞在延長による消費拡大）

境港（水木ロードに偏重した集客→地域住民・事業者が一体となった市内の賑わいづくり）

〈課題抽出および取組み設定エリアについて〉

課題抽出エリア：3件以上（既に実施中エリアでの新たな課題設定も含む）

取組み設定エリア：3 件以上（既に実施中エリアでの新たな取組み設定も含む）

（2）課題解決策の検討

自治体・DMO・商工団体・観光団体・事業者などの関係者によるワークショップを開催し、課題に対して地域として取り組む方針や内容を決定する。

上記（1）で設定した各エリアでのワークショップを基本とする。

《開催回数および参加者数》

ワークショップ開催 6 回以上、参加者数 6 回の合計延べ 100 名以上

（3）コンテンツの開発

市町村／エリアごとに抽出された課題をもとにして、「地域活性化につながる課題解決」のためのコンテンツを開発する。

コンテンツには、着地型観光商品や面的な取り組み等（ナイトタイムマップ、街歩き促進のための仕組み）を想定しているが、それ以外でも地域に応じた課題の解決につながる施策であれば問わない。

《コンテンツ開発について》

コンテンツ数 3 件以上、参画事業者数 30 社（者）以上

（4）テストマーケティングの実施

（3）によりエリアごとに開発されたコンテンツを活用して、ターゲット対象国へのアプローチにつながる取組みを行い、ニーズとのマッチングを確認する。また、エリアごとにシティープロモーション計画を策定し、テストマーケティングの実施、検証を行う。

ターゲット対象国は、直行便を想定した香港・中国・韓国を中心とするが、エリア課題や取組み等に応じて、エリアごとに設定する。

《取組み回数および解決策の策定》

取組み回数 6 回以上、解決策の策定数 6 件以上

上記事業実施にあたっては、当機構と十分協議のうえ実施する。

最終的には課題抽出から解決手法にいたるまでの共通取組フォームの策定や、取組みフローなどを明らかにし、他地域でも展開可能な地域課題解決のための取組みマニュアルを整理する。（地域課題解決プラットフォームモデル）

5. 成果物の提出等

（1）成果物

- ・事業実施報告書（A4版） 5部（紙媒体）
- ・本事業で作成したチラシ等の実物及びその電子データ

（2）提出場所

一般社団法人山陰インバウンド機構

（3）提出期限

令和3年3月10日（水）

なお、作成にあたっては、以下について留意のこと

- ①事前に監督職員の承認を受けること
- ②事業実施状況等をわかり易く編集すること
- ③事業実施による効果を調査し、取りまとめること

6. その他

（1）一般社団法人山陰インバウンド機構と十分協議しながら事業を進めること。

（2）事業の実施にあたっては、「Japan. Endless Discovery.」や「縁の道～山陰～」のロゴマーク等を使用する等、国及び当機構の進める事業の趣旨に沿って行うよう配慮すること。